

石岡市災害時協力井戸の登録に関する要綱

(令和6年7月29日石岡市告示第749号)

(目的)

第1条 この告示は、震災等の災害時に水道の供給が停止した場合に、飲料水以外の洗濯、トイレ等に使用できる水（以下「生活用水」という。）を提供するための井戸を災害時協力井戸として登録し、市民の生活用水の確保及び公衆衛生の維持を図ることを目的とする。

(登録等)

第2条 市長は、井戸の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）からの申出により、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす井戸を、災害時協力井戸として登録するものとする。

- (1) 市内に所在する使用可能な井戸であり、井戸水をくみ上げるためのポンプ、つるべ等があること。
- (2) 災害時に善意で自主的に井戸水を無償で提供できること。
- (3) 井戸枠等により安全対策が講じられていること。
- (4) 井戸水の色、濁り、匂い、沈殿物等に関し、明らかに異常が認められず、生活用水として使用するに当たり、適当な水質であること。
- (5) 井戸の所在地、所有者等の情報を公表することに同意できること。

(登録の手続)

第3条 災害時協力井戸として登録を希望する所有者等は、災害時協力井戸登録申出書（様式第1号）により市長に申し出るものとする。

2 市長は、登録要件の適否について調査し、所有者等に災害時協力井戸登録・不登録決定通知書（様式第2号）により結果を通知するものとする。

3 市長は、災害時協力井戸の登録を決定したときは、所有者等に災害時協力井戸の所在を示す標識（以下「表示プレート」という。）を交付し、災害時協力井戸登録台帳（様式第3号）に記載するものとする。

(水質検査)

第4条 市長は、前条に規定する登録申出があった場合は、登録申出時の1回に限り、水質検査を行うものとする。

(所有者等の協力)

第5条 第3条の規定により、災害時協力井戸として登録された井戸の所有者等（以下「登録者」という。）は、災害時に協力できる範囲において、自主的に井戸水を提供するものとする。

2 登録者は、表示プレートを家屋の門口等の認識しやすい場所に掲示するものとする。ただし、災害時協力井戸が一時的に使用できない状態となった場合は、表示プレートを掲示しないものとする。

（利用条件の周知）

第6条 市長は、災害時協力井戸を利用しようとする者に対し、次に掲げる事項の周知を図るものとする。

- (1) 災害時協力井戸の利用は、震災等の災害時であり、かつ、日中に限られること。
- (2) 災害時協力井戸の利用は、登録者の厚意によるものであることに留意し、その意に反する利用をしないこと。
- (3) 井戸水を利用して何らかの被害を受けた場合でも、市及び登録者はその責めを負わないこと。
- (4) 登録者から災害時協力井戸に関する管理運用上の指示を受けた場合には、その指示に従うこと。
- (5) 井戸水は、生活用水として利用すること。

（登録期間）

第7条 登録期間は、表示プレートの交付日から効力を有するものとし、第10条の規定により登録が解除されない限り、その効力を有するものとする。

（登録の変更）

第8条 登録者は、災害時協力井戸登録台帳（様式第3号）に登録されている内容に変更が生じた場合は、災害時協力井戸登録内容変更申出書（様式第4号）により市長に申し出るものとする。

2 前項の申出があったときは、市長は、第2条の要件を確認するものとする。

（登録情報の確認）

第9条 市長は、災害時協力井戸として登録された井戸の情報を5年ごとに確認するものとする。

2 前項の場合において、登録されている内容に変更があるときは、登録者に災害時協力井戸登録内容変更申出書の提出を求めるものとする。

(登録の解除)

第10条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、災害時協力井戸の登録を解除するものとする。

- (1) 登録者が災害時協力井戸登録解除申出書（様式第5号）により解除を申し出たとき。
- (2) 第2条の登録要件を満たさなくなったとき。
- (3) その他市長が登録の解除が必要と認めたとき。

2 市長は、災害時協力井戸の登録を解除するときは、災害時協力井戸登録解除通知書（様式第6号）により、登録者へ通知するものとする。

(登録情報の公表)

第11条 市長は、災害時協力井戸に関する情報について、市ホームページへの掲載その他適切な方法により市民に公表するものとする。

(維持及び管理)

第12条 市長は、登録者に対して災害時協力井戸の維持及び管理に係る費用の助成又は改修その他の支援は行わないものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に石岡市災害時における井戸水の給水協力に関する要綱（平成24年石岡市告示第85号）に基づき、登録されている災害時協力井戸については、この告示に基づいて登録された災害時協力井戸とみなす。

(石岡市災害時における井戸水の給水協力に関する要綱の廃止)

3 石岡市災害時における井戸水の給水協力に関する要綱は、廃止する。